

第133号議案

島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり基金条例（平成16年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（対象事業）

第2条 基金は、前条に規定する施策に要する経費であって、島根県森林環境譲与税基金条例（令和元年島根県条例第 号）第2条各号に掲げる事業以外の事業に要するものに充てるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。